

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 7 月22日

【会社名】

ファーストコーポレーション株式会社

【英訳名】

First-corporation Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中村 利秋

【本店の所在の場所】

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

【電話番号】

03-5347-9103(代表)

【事務連絡者氏名】

常務執行役員経営企画室長 遠藤 佳美

【最寄りの連絡場所】

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

【電話番号】

03-5347-9103(代表)

【事務連絡者氏名】

常務執行役員経営企画室長 遠藤 佳美

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

579,000,000円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 2026年7月22日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式651,000株(以下「本株式」といいます。)の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 本自己株式処分に関連して、2026年7月22日に、割当予定先である中央日本土地建物株式会社(以下「割当予定先」又は「中央日本土地建物」といいます。)との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結します。
4. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	600,000株	579,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	600,000株	579,000,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
965	-	100株	2026年8月7日～ 2026年8月10日	-	2026年8月10日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を含む資本業務提携契約を締結し、本有価証券届出書の効力発生後の払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ファーストコーポレーション株式会社 総務人事部	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋支店	東京都豊島区東池袋 1 丁目18 - 1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
579,000,000	1,000,000	578,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
人的資本投資	578	2026年 8 月～2028年 5 月

(注) 1. 当社は、中長期ビジョン「First VISION 2031」の実現に向けて、人材を最も重要な経営資源の一つと位置付けております。本調達資金につきましては、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を目的として、施工管理技術者、不動産事業及び管理部門を中心とした優秀な人材の採用強化、階層別研修・専門教育等の人材育成の充実、従業員エンゲージメント向上に向けた各種施策の実施、処遇・評価制度を含む人事制度の整備・見直し並びにデジタルツールを活用した人事基盤の強化等の人的資本投資に充当する予定であります。

2. 調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて資金管理を図ります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	中央日本土地建物株式会社
本店の所在地	東京都千代田区霞が関1丁目4-1
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 三宅 潔
資本金	170億円
事業の内容	オフィスビル・商業施設・物流施設などの開発・賃貸・管理・運営、マンション・戸建住宅などの開発・販売・賃貸
主たる出資者及びその出資比率	中央日本土地建物グループ株式会社 100%

（注）中央日本土地建物グループ株式会社は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出会社であります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		当社及び当社の子会社と当該会社との間には、建設工事請負及び不動産売買等の取引関係があります。

c．割当予定先の選定理由

本資本業務提携の目的及び理由

当社は、「より良質な住宅を供給し、人々の豊かな住環境に貢献する」を社是とし、2026年1月に公表いたしました中長期ビジョン『First VISON 2031』の2年目へと入り、企業価値向上と次期フェーズ2に向けた経営基盤の強化に取り組んでおります。建設業界におきましては、急激な建築資材の高騰と人材リソース不足が継続し、業界全体が変革期を迎えております中、安定した供給と人材確保が課題となっております。

中央日本土地建物グループは、都市開発・住宅事業・不動産ソリューション・資産運用など多岐に渡る事業を展開する総合不動産会社です。2030年に向けたグループ長期ビジョン『変化の潮流に挑戦し、期待を超える価値を共創する総合不動産グループ』の実現に向けて、積極的な事業展開をされております。

このような状況の中、当社と中央日本土地建物グループの中核である中央日本土地建物は、数年にわたる継続的な対話を通じて、相互の経営理念及び事業戦略に対する理解を深めてまいりました。

両社において中長期計画の達成とその先の更なる飛躍に向け、未来を見据えた新たな挑戦や成長投資の方針が、中長期的な企業価値の向上を強力に支援するパートナーとなりうると判断し、中央日本土地建物株式会社との本資本業務提携に至りました。

本資本業務提携の目的は、本資本業務提携を通じて、共創関係を構築し、互いの知見と専門性からなる技術力によるシナジーを発揮して、更なる安心・安全な住宅の提供を実現するとともに、当社の中長期ビジョン『First VISION 2031』と中央日本土地建物グループの長期ビジョン『変化の潮流に挑戦し、期待を超える価値を共創する総合不動産グループ』の成長戦略の加速と経営基盤の強化を図り、企業価値の一層の向上を目指すことにあります。

上記目的に照らし、資金調達の方法につきましては、公募増資やライツ・オファリング等に比べ、特定の資本業務提携先との強固な関係を構築することを前提とする第三者割当による調達が最適であると判断いたしました。本自己株式処分により、既存株主におかれましては一定の希薄化が生じますが、後記「3．発行条件に関する事項」の「（2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載しておりますとおり、当社は希薄化の影響を十分に検討した上で、本自己株式処分が既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えております。また、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模につきましても、合理的な範囲内であると判断し、本資本業務提携に伴う中央日本土地建物との関係強化は中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えて

おります。

本資本業務提携の内容

(a) 資本提携の内容

当社は、2026年7月22日付で中央日本土地建物と資本業務提携契約を締結し、これに伴い、当社は中央日本土地建物に対して自己株式600,000株を割り当てる予定であり、同社の当社発行済株式総数に対する持株比率は4.49%となる見込みです。なお、中央日本土地建物は、今回の自己株式処分により発行される全株式を引き受ける予定であります。

(中央日本土地建物による引き受けの内容)

引き受ける株式の種類及び数：普通株式600,000株(当社の発行済株式総数の4.49%)

引受金額：総額579,000,000円(1株当たり965円)

払込期日：2026年8月10日

割当方法：自己株式処分による

(b) 業務提携の内容

当社と中央日本土地建物及び中央日本土地建物グループは、以下の各分野における連携を強化し、相互に経営基盤の強化・拡充を図ってまいります。

不動産セグメントにおける分譲事業での共同事業の推進

当社は、中長期ビジョン『First VISION 2031』において、資本収益性の向上を目標として掲げ、共同事業比率の向上を目指しております。中央日本土地建物が展開する住宅マンションブランド「BAUS（バウス）」は、住む人が毎日を自分らしくより豊かにするための住まいブランドとして長きにわたり事業実績を積み重ねており、そのブランド力と物件企画能力を当社の保有する施工能力とが協業することで、更なる収益力の向上を目指します。

建設セグメントにおける専門的知見での助言

中央日本土地建物グループは総合不動産グループとして幅広く事業展開しており、不動産の価値向上や環境配慮技術などの検討において、建築の専門的知見を共有し、相互にノウハウを共有し、事業効率性の向上を目指します。

両社間における人材交流

人材交流をすることでノウハウを共有し、更なる企業価値の向上を目指します。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	処分予定株式数
中央日本土地建物株式会社	当社普通株式	600,000株
合計	-	600,000株

e．株式等の保有方針

割当予定先は、本自己株式処分により取得する株式について、中長期的に保有する意向を有しております。

なお、当社と割当予定先との間で継続保有に関する確約又はロックアップ契約は締結しておりませんが、割当予定先が保有する当該株式を市場における売却、第三者への譲渡その他の方法により処分する場合には、あらかじめ当社と協議する旨を定めた契約を締結しております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である中央日本土地建物株式会社が本自己株処分に係る払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の2026年3月期決算公告を確認しており、当該決算公告に記載された貸借対照表における、総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況から、割当予定先が本自己株式処分に係る払込に必要な現金及び現金同等物を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先については、新聞等記事検索を過去に遡って個別に検索調査した結果、反社会的勢力との関

係がないことを確認しております。

また、本第三者割当に関して割当予定先との間で締結する本資本業務提携契約において、割当予定先は、割当予定先及びその関係会社と暴力団等の反社会的勢力との間に利益供与関係はなく、今後もそのような関係が生じる予定はない旨の表明保証を受けております。

その結果、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と関係を有していないものと判断しております。

なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本第三者割当において処分される当社普通株式には譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分する株式（以下「本株式」といいます。）の払込金額については、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2026年7月21日）の東証スタンダード市場における当社普通株式終値（以下「終値」といいます。）の1,016円に対して95%を乗じた金額（小数点以下を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じとします。）である965円としました。

なお、払込金額を5%ディスカウントした理由につきましては、本自己株式処分が割当予定先との資本業務提携を実現し、資本業務提携は両社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として実施するものであることを踏まえ、当社株式の株価動向、資本業務提携によるシナジー効果、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を総合的に勘案するとともに、割当予定先との協議・交渉を重ねた結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東証スタンダード市場における当社普通株式終値である1,016円に対して95%を乗じた金額である965円としました。

また、当社が本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、直近の市場価格に基づくものが合理的であること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）によれば第三者割当の場合には、その払込金額は原則として第三者割当に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であるべきことを基準として決定することとされていることから、本自己株式処分の払込金額を決定する際にも取締役会決議日の直前取引日の終値を基準といたしました。

なお、本株式の払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間（2026年6月22日から2026年7月21日）の終値の単純平均値である957円に対する乖離率は+0.8%、同直前3ヶ月間の終値の単純平均値である983円に対する乖離率は1.9%、同直前6ヶ月間の終値の単純平均値である1,024円に対する乖離率は6.1%となる金額です。

以上のことから、当社は、本株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本株式の払込金額は、処分予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の処分条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本株式の処分につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会は、本自己株式処分に係る処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準として決定されていることから、会社法第199条第3項にいう特に有利な処分価額には該当せず、その決定方法及び決定手続は適法であるとの意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、中央日本土地建物に対して割り当てられる株式数は600,000株（議決権数6,000個）であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を含む）13,363,540株（2026年5月31日現在）の4.49%（議決権総数126,896個に対する割合4.73%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、『First VISION 2031』の成長戦略の加速及びフェーズ2に向けた経営基盤の強化につながることは、今後の当社の企業価値向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
中村 利秋	東京都杉並区	2,067,360	16.29	2,067,360	15.56
飯田 一樹	東京都杉並区	1,335,000	10.52	1,335,000	10.05
株式会社中村	東京都杉並区桃井3丁目6-1-1408号	1,099,520	8.67	1,099,520	8.27
株式会社カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	712,300	5.61	712,300	5.36
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4-1	-	-	600,000	4.51
齋藤 みさを	福井県越前市	510,000	4.02	510,000	3.84
中村 莉紗	東京都杉並区	195,600	1.54	195,600	1.47
中村 建二	東京都杉並区	195,600	1.54	195,600	1.47
堀口 忠美	東京都渋谷区	195,400	1.54	195,400	1.47
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	137,323	1.08	137,323	1.03
計	-	6,448,103	50.81	7,048,103	53.03

(注) 1. 2026年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数(132,896個)は、2026年5月31日現在の総議決権数126,896個に、本自己株式処分による議決権数(6,000個)を加えて算出しております。

3. 当社が保有している自己株式は本自己株式処分後60,578株となります(2026年5月31日現在の保有自己株式数から算出)。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)及び半期報告書(第15期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年7月22日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年7月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第2 最近の業績の概要について

2026年7月15日に開示いたしました「2026年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

（1）連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,400,034	2,624,627
完成工事未収入金等	7,013,111	7,991,119
電子記録債権	191,950	-
販売用不動産	3,473,498	2,680,886
仕掛販売用不動産	7,565,928	17,066,363
未成工事支出金	9,568	49,319
その他	553,974	837,005
流動資産合計	24,208,066	31,249,322
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	123,516	119,020
機械装置及び運搬具（純額）	0	0
土地	14,782	14,798
その他（純額）	21,540	17,347
有形固定資産合計	159,839	151,166
無形固定資産		
その他	15,340	13,281
無形固定資産合計	15,340	13,281
投資その他の資産		
投資有価証券	32,033	32,033
繰延税金資産	223,822	520,254
その他	250,664	318,137
投資その他の資産合計	506,519	870,424
固定資産合計	681,699	1,034,872
資産合計	24,889,765	32,284,194

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (2026年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	4,096,353	2,340,535
電子記録債務	3,504,311	2,293,537
短期借入金	270,000	1,844,000
1年内返済予定の長期借入金	1,251,663	2,473,344
未払法人税等	458,383	809,793
未成工事受入金	547,549	926,415
賞与引当金	15,700	46,600
完成工事補償引当金	91,993	302,038
アフターコスト引当金	14,338	9,104
その他	1,345,829	1,536,017
流動負債合計	11,596,123	12,581,385
固定負債		
長期借入金	3,192,780	8,120,316
退職給付に係る負債	136,026	327,445
株式給付引当金	118,013	-
役員株式給付引当金	51,868	53,187
その他	34,050	56,738
固定負債合計	3,532,738	8,557,688
負債合計	15,128,861	21,139,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	730,429	730,429
資本剰余金	726,777	726,777
利益剰余金	9,329,428	10,678,367
自己株式	1,029,041	993,764
株主資本合計	9,757,593	11,141,810
新株予約権	3,310	3,310
純資産合計	9,760,903	11,145,120
負債純資産合計	24,889,765	32,284,194

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
売上高	43,194,307	36,417,480
売上原価	38,996,735	31,725,022
売上総利益	4,197,572	4,692,457
販売費及び一般管理費	1,617,992	1,796,448
営業利益	2,579,579	2,896,009
営業外収益		
受取利息	1,101	8,189
受取保険金	8,734	10,219
受取手数料	303	98
物品売却収入	1,639	2,207
その他	1,809	1,094
営業外収益合計	13,588	21,808
営業外費用		
支払利息	110,122	193,212
支払手数料	2,293	26,807
その他	2,312	7,815
営業外費用合計	114,728	227,834
経常利益	2,478,439	2,689,983
特別損失		
固定資産除却損	16,476	-
特別損失合計	16,476	-
税金等調整前当期純利益	2,461,963	2,689,983
法人税、住民税及び事業税	680,160	1,103,950
法人税等調整額	112,265	296,432
法人税等合計	792,425	807,518
当期純利益	1,669,537	1,882,465
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,669,537	1,882,465

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
当期純利益	1,669,537	1,882,465
包括利益	1,669,537	1,882,465
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,669,537	1,882,465
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	730,429	690,781	8,037,300	993,744	8,464,766	3,310	8,468,076
当期変動額							
剰余金の配当			377,409		377,409		377,409
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,669,537		1,669,537		1,669,537
自己株式の取得				442,550	442,550		442,550
自己株式の処分		36,001		407,253	443,255		443,255
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減		6			6		6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						-	-
当期変動額合計	-	35,995	1,292,127	35,296	1,292,826	-	1,292,826
当期末残高	730,429	726,777	9,329,428	1,029,041	9,757,593	3,310	9,760,903

当連結会計年度(自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	730,429	726,777	9,329,428	1,029,041	9,757,593	3,310	9,760,903
当期変動額							
剰余金の配当			533,526		533,526		533,526
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,882,465		1,882,465		1,882,465
自己株式の取得				42	42		42
自己株式の処分				35,319	35,319		35,319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						-	-
当期変動額合計	-	-	1,348,939	35,277	1,384,216	-	1,384,216
当期末残高	730,429	726,777	10,678,367	993,764	11,141,810	3,310	11,145,120

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,461,963	2,689,983
減価償却費	12,024	13,841
株式報酬費用	2,706	2,678
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3,950	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	4,040	30,900
株式給付引当金の増減額（ は減少）	22,195	117,670
完成工事補償引当金の増減額（ は減少）	51,016	210,044
アフターコスト引当金の増減額（ は減少）	67,961	5,234
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	30,500	191,419
役員株式給付引当金の増減額（ は減少）	45,619	36,296
支払利息	110,122	193,212
固定資産除却損	16,476	-
売上債権の増減額（ は増加）	1,419,965	205,808
完成工事未収入金の増減額（ は増加）	1,556,431	991,866
棚卸資産の増減額（ は増加）	76,172	8,747,573
仕入債務の増減額（ は減少）	10,259	1,426,512
工事未払金の増減額（ は減少）	206,532	1,540,079
未成工事受入金の増減額（ は減少）	221,895	378,866
その他	1,474	72,960
小計	2,620,010	8,948,846
利息及び配当金の受取額	1,101	8,189
利息の支払額	108,921	199,621
法人税等の支払額	417,217	765,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,094,972	9,905,853
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	39,718	979
無形固定資産の取得による支出	5,295	2,480
ゴルフ会員権の取得による支出	-	18,000
その他	4,965	6,477
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,980	27,936
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,230,000	1,574,000
長期借入れによる収入	4,120,961	7,484,123
長期借入金の返済による支出	3,276,000	1,362,783
自己株式の処分による収入	442,550	-
自己株式の取得による支出	442,550	42
リース債務の返済による支出	1,592	2,570
配当金の支払額	375,925	534,342
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	6	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	762,561	7,158,383
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,282,429	2,775,407
現金及び現金同等物の期首残高	4,117,604	5,400,034
現金及び現金同等物の期末残高	5,400,034	2,624,627

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

前連結会計年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

当社は、2025年 1 月14日開催の取締役会決議に基づき、株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP）への追加拠出に伴う第三者割当により自己株式530,000株の処分を行っております。信託に残存する当社株式は自己株式として計上しております。

また、株式給付信託（J-ESOP）の給付により、自己株式が800株減少しております。

これらの結果、当連結会計年度において資本剰余金が35,995千円、自己株式が35,296千円それぞれ増加いたしました。

当連結会計年度(自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前連結会計年度まで「流動資産」に表示しておりました「受取手形・完成工事未収入金等」は、受取手形の残高がないため、当連結会計年度より「完成工事未収入金等」として表示しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

１ 報告セグメントの概要

（１）報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離されて財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、市場、顧客の種類及びサービスの内容が概ね類似している事業セグメントを集約しており、「建設事業」及び「不動産事業」の２区分を報告セグメントとしております。

（２）各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「建設事業」は、建築の工事を受注・施工しております。

「不動産事業」は、土地及び建物の売買及び仲介、または新築分譲マンションの販売代理業を行っております。

２ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表を作成するために採用されている会計方針と同一の方法であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業損益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	建設事業	不動産事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	22,641,242	20,274,663	42,915,906	278,401	43,194,307	-	43,194,307
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	22,641,242	20,274,663	42,915,906	278,401	43,194,307	-	43,194,307
セグメント利益 又は損失（ ）	1,740,950	2,187,394	3,928,344	234,508	3,693,836	1,114,256	2,579,579
セグメント資産	7,224,553	11,467,876	18,692,429	217,335	18,909,765	5,979,999	24,889,765
その他の項目							
減価償却費	270	341	612	2,297	2,909	9,115	12,024
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,250	-	3,250	234	3,484	49,218	52,703

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一級建築士事務所としての設計業務、不動産賃貸業、マンション管理運営業の売上等であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 1,114,256千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	建設事業	不動産事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	27,224,836	8,817,082	36,041,918	375,562	36,417,480	-	36,417,480
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	27,224,836	8,817,082	36,041,918	375,562	36,417,480	-	36,417,480
セグメント利益 又は損失（ ）	3,036,483	1,106,587	4,143,070	23,200	4,119,870	1,223,861	2,896,009
セグメント資産	8,096,162	20,309,004	28,405,167	229,851	28,635,019	3,649,175	32,284,194
その他の項目							
減価償却費	775	359	1,134	2,371	3,506	10,334	13,841
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	245	-	245	802	1,047	2,411	3,459

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一級建築士事務所としての設計業務、不動産賃貸業、マンション管理運営業の売上等であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 1,223,861千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
1 株当たり純資産額	816.73円	929.21円
1 株当たり当期純利益	139.74円	157.18円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	139.69円	157.11円

(注) 1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,669,537	1,882,465
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,669,537	1,882,465
普通株式の期中平均株式数(株)	11,947,079	11,976,707
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	4,994	4,995
(うち新株予約権(株))	(4,994)	(4,995)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年 5 月31日)	当連結会計年度末 (2026年 5 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	9,760,903	11,145,120
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,310	3,310
(うち新株予約権(千円))	(3,310)	(3,310)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,757,593	11,141,810
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	11,947,108	11,990,662

3. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT-RS）の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を含めております。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

なお、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上、当該株式給付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度403,538株、当連結会計年度726,264株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数は、前連結会計年度755,900株、当連結会計年度712,300株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年7月22日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(2025年8月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年8月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年8月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

監査等委員でない取締役として、中村利秋、佐井賀豊、大戸領、藤本聡、柴山久雄及び小野貴樹の6名を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、藪谷典行、諸橋隆章及び植野和宏の3名を選任するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件

監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)に改定するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内に改定するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度改定及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

監査等委員でない取締役に対する株式報酬制度の改定、及び、監査等委員である取締役に対する株式報酬制度を導入することについて承認するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成 (反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 中村 利秋 佐井賀 豊 大戸 領 藤本 聡 柴山 久雄 小野 貴樹	86,259 86,588 86,625 86,518 86,413 86,497	884 555 518 625 760 646	33 33 33 33 33 33	(注)	可決 98.95 99.33 99.37 99.25 99.12 99.22
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 藪谷 典行 諸橋 隆章 植野 和宏	86,489 86,626 86,542	654 517 601	33 33 33	(注)	可決 99.21 99.37 99.27
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件	86,081	1,062	33	(注)	可決 98.74
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件	86,002	1,141	33	(注)	可決 98.65
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度改定及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件	86,055	1,088	33	(注)	可決 98.71

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日	2025年8月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第15期中)	自 2025年6月1日 至 2025年11月30日	2026年1月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 8月27日

ファーストコーポレーション株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 睦
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	立 澤 隆 尚
----------------	-------	---------

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたって認識している。 会社の連結財務諸表における売上高43,194,307千円のうち、工事進捗度に応じて計上された完成工事高は10,940,996千円である。 完成工事高の計上にあたっては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算定している。工事進捗度は、期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて測定しており、工事原価総額を合理的に見積る必要がある。 工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づくため、個別性があるとともに、こうした工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなる。 以上から、当監査法人は工事契約における収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、工事契約における収益認識の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 ・工事ごとの収支管理や工事進捗管理について、工事原価総額の適時な見直しに関連する内部統制も含めて、その整備・運用状況を評価した。 （２）工事契約における収益認識の合理性の評価 ・主要な工事について、期末日時点の契約内容に関する確認書を顧客に送付・回収し、会社が認識している契約内容と照合した。 ・工事収益総額に関しては、一定の基準により抽出した工事について、契約書を閲覧するとともに、必要に応じて、工事契約の責任者に対する質問を実施した。 ・工事原価総額の見積りに関しては、一定の基準により抽出した工事について、所管部署により計算された工事原価総額の基礎となる個々の材料費、労務費、外注費の積上げ計算について、見積書や本図面等の根拠資料との照合等を実施した。また、事後的に、完了した工事における見積りと実績を比較検討した。 ・期末日までに発生した工事原価に関しては、材料費、労務費、外注費に対して証憑突合等を実施し、工程表と照合するとともに、必要に応じて、現場視察及び現場責任者への質問を実施し、工事原価の計上額の合理性を確かめた。 ・工事着工後において、実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っていることを確認するため、質問、証憑突合等を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ファーストコーポレーション株式会社の2025年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ファーストコーポレーション株式会社が2025年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月27日

ファーストコーポレーション株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大 橋

睦

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立 澤

隆 尚

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社の2025年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたって認識している。 会社の財務諸表における売上高43,094,614千円のうち、工事進捗度に応じて計上された完成工事高は10,940,996千円である。 完成工事高の計上にあたっては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算定している。工事進捗度は、期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて測定しており、工事原価総額を合理的に見積る必要がある。 工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づくため、個別性があるとともに、こうした工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなる。 以上から、当監査法人は工事契約における収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「工事契約における収益認識」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査においても実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月14日

ファーストコーポレーション株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大 橋

睦

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立 澤

隆 尚

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場

合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。